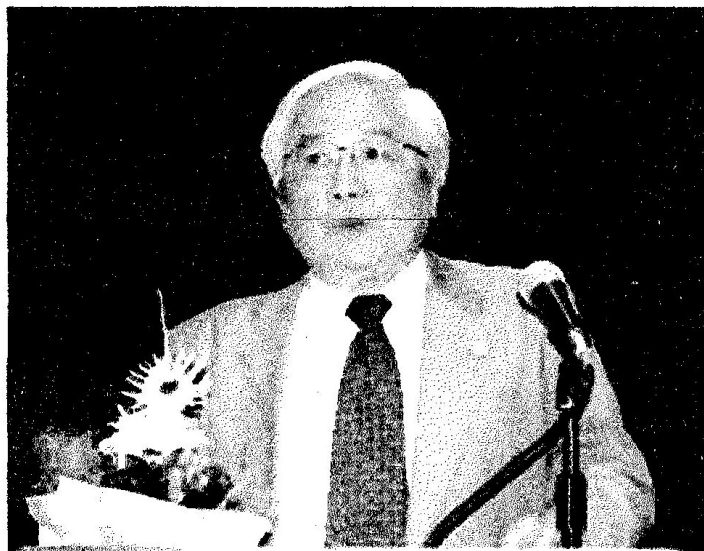


みんなが使う教科書はどう扱われてきたか/いま教科書はどうあるべきか考えましょう!

大川隆司弁護士が語る! 「教科書裁判と私」

一勝訴した第3次家永訴訟を提案し、横浜での教科書・教育問題を支えている今を語る一



家永教科書裁判で、1970年の東京地裁杉本判決以後、政府寄りの判決が続き新たな提訴を浴びる声もあった家永訴訟の弁護団にあって、積極論を説いたのが、若き大川隆司弁護士でした。第3次提訴(84年1月)から最高裁での勝訴判決(97年8月)を導き出した大川弁護士に、その間の経過とその後の高嶋(横浜)教科書訴訟や「こころの自由裁判」など神奈川を中心とした裁判や市民運動への関わりについて、語っていただきます。

どんなに状況が悪くても、この先には展望があるという大川弁護士の心強いあの姿勢は、どのようにして築かれてきたのでしょうか。誰もが、元気や勇気を与えられるお話が聞ける貴重な機会です。

■ 2010年 10月9日 (土) 14時~16時30分

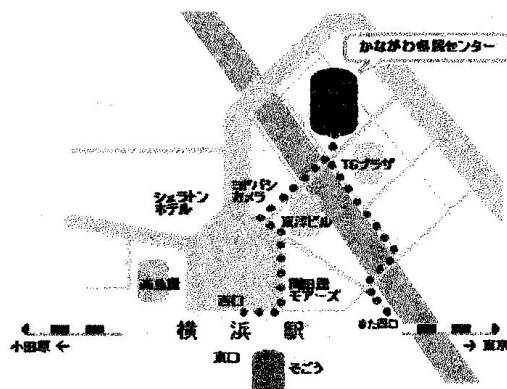
■ 会場：かながわ県民センター402号室
(横浜駅西口徒歩5分)

■ 資料代：500円

■ 主催：教科書・市民フォーラム
(高嶋教科書訴訟の後継組織です)

* 連絡先：FAX 045-263-9823

(事務局は常駐ではないので、返事に時間がかかることもあります)



☆大川隆司弁護士プロフィール☆☆☆

1940年、横浜市に生まれる。1964年、東京大学経済学部経済学科卒業。同年、労働省に入省するが、その後進路を変更、68年弁護士登録を行なう(第二東京弁護士会、のち84年、横浜弁護士会に登録換え)。

以来、教科書検定訴訟(家永訴訟及び高嶋訴訟)にかかわり続ける。また86年から現在まで、史上最大の思想・言論弾圧事件、横浜事件の再審請求訴訟に取り組んできた。その一方、住民訴訟、情報公開訴訟を手がけてきたが、市民オンブズマン運動の高まりの中で97年3月、「かながわ市民オンブズマン」を設立、代表幹事となる(00年4月~05年10月には全国市民オンブズマン連絡会議代表幹事を兼務)。05年7月提訴の神奈川「こころの自由裁判」弁護団代表。

近著『国旗・国歌と「こころの自由」』(高文研)

長い間



■家永教科書裁判とは■ (Wikipedia に加筆)

家永教科書裁判は、高等学校日本史教科書『新日本史』（三省堂）の執筆者である家永三郎が教科用図書検定（教科書検定）に関して国を相手に起こした一連の裁判。1965年提訴の第一次訴訟、1967年提訴の第二次訴訟、1984年提訴の第三次訴訟がある。1997年、第三次訴訟の最高裁判所判決をもって終結。終結まで32年もかかったため、「最も長い民事訴訟」としてギネスブックに認定された。訴訟における最大の争点が「教科書検定は憲法違反である」とする旨の家永側の主張であったが、最高裁は教科書検定制度は合憲とした上で、原告の主張の大半を退け、家永側の実質的敗訴が確定した。一方、検定内容の実態については、争点の8件中4件に、一部家永側の主張が認められて、国側の裁量権の逸脱があったとして違法性を認め、40万円の賠償金支払いを国側に命じた。

☆宇多田ヒカルさん☆ 2002年12月2日のブログ

「教科書裁判」に半生を捧げた家永三郎さんがお亡くなりになりました。私もさっきニュースで見ただけ。

中学時代に「日本語」のクラスで勉強した国語の教科書以外に文部省検定の教科書を使ったことの無い私には、あまり接点なさそうな話なんだけど、、、実は高校で彼の「新日本史」を勉強してたんだ！

唯一日本語で授業がすすめられる「日本語」のクラスは文学が中心だということに、先生が高校最後の本として家永三郎さんの「新日本史」を選んだのです！

イワクつきの事件にもモレナク触れたその本が、文部省検定をパスできなくて裁判にまで発展してたって聞いて興味は湧いたし、それまでの日本史や日本社会のクラスは結局全部英語だったから、日本史を日本語で勉強できるのも嬉しかった。

でもね、私は一番、文面にあらわれる筆者のキャラクターがありがたかったなあ！ 口癖が「～は特筆に値する」だったりさ！

そういう色があるってことは教科書としては良くないのかもしれないけど、、、でも私は！人間っぽいあったかさを感じたよ、こう、「子供に教えたいんだ！」っていう情熱をね。

唯一好きじゃない科目が「歴史」という私も、勉強しやすかったよ。

同じ過ちや戦争を繰り返して欲しくないから、っていう彼の願いは、どこまで届いてるんだろう。家永さんが亡くなって、これからどんどん大事になっていくテーマだべ！！あの時読めてよかったと思う！「新日本史」もずいぶん修正して出版したみたいだけど、まあ学校で配られなくてもさ、読みたい人が読めれば、いいんじゃないかな！どんな規制を受けても、こうやって、この本の話は彼のメッセージとともに広がっていくんだもんね。

■高嶋（横浜）教科書裁判とは■

東南アジアの戦争の傷跡に学ぶ「マレー半島戦争追体験の旅」の取り組みで知られている高嶋伸欣さん（琉球大学名誉教授・前筑波大学附属高校教員）は、1994年度からの新教育課程用の教科書検定で『新高校現代社会』（一橋出版）の執筆を断念させられた。文部省（当時）は新教科書検定制度の下で高嶋さんに対し、福沢諭吉の「脱亜論」・天皇死去の際の報道・湾岸戦争と情報コントロール（メディア操作）・掃海艇派遣の四つの内容について削除を命じた。高嶋さんは「違憲、違法な検定意見で執筆を断念させられ、精神的苦痛を受けた」として、93年6月、居住地の横浜地裁に国家賠償を求める民事訴訟をおこした。

第1審判決（98年4月）では、ペルシア湾への掃海艇派遣にアジアから異論があったことを削除させた検定官の発言を違法とし、また福沢諭吉の「脱亜論」を削除させた検定意見を違法とした。第2審は02年5月に判決がでたが、第1審の判決を覆し、前述した検定官の発言を適法と判断するという不当判決だった。これは、この判決は、検定意見が大幅に改竄された文献を根拠に発したものであるという重大な過失を検定官自身が一審の法廷で認め、第一次家永訴訟最高裁判決（93年3月）が判断基準とした「看過しがたい過誤」そのものだったがこの検定意見を適法とした。また福沢諭吉と勝海舟の著作の引用を対比することでアジア観の差異を問うのは「高校生には無理」と断定した。この教科書原稿は、原告が高校現場での十数年に及び授業実践により高校生たちの豊かな反応を根拠として執筆したものだが、判決は高校生たちの無限の可能性を何の根拠も示さず全面否定しており、看過しがたい反教育的・反社会的なものである。近年の教科書攻撃を反映したものである。原告・弁護団は上告したが、05年12月、最高裁は上告棄却の判決を出した。

■教科書・市民フォーラムとは??

横浜で提訴された高嶋教科書訴訟の支援会を母体に立ち上げられ、教育問題全般、とくに教科書の検定・採択を子どもたちのためによくしていこうと活動している市民団体です。

好評！連続学習会
「今さら聞けない
近現代史」パート2
11月から再開！